

## 2 西欧諸国における家族政策

育児支援対策の視点から

白波瀬 佐和子

(国立社会保障・人口問題研究所)

### <要 約>

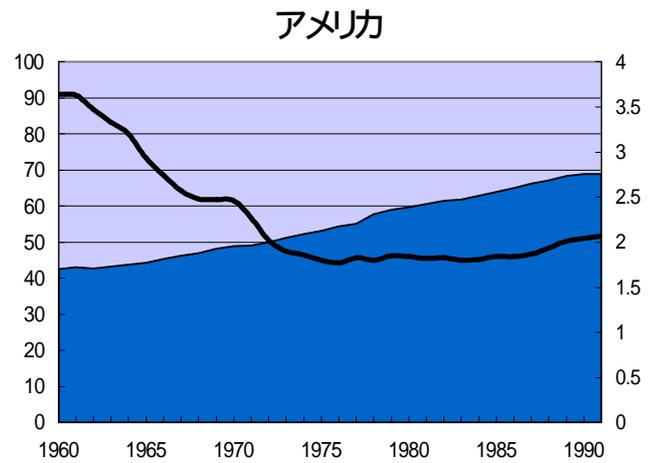
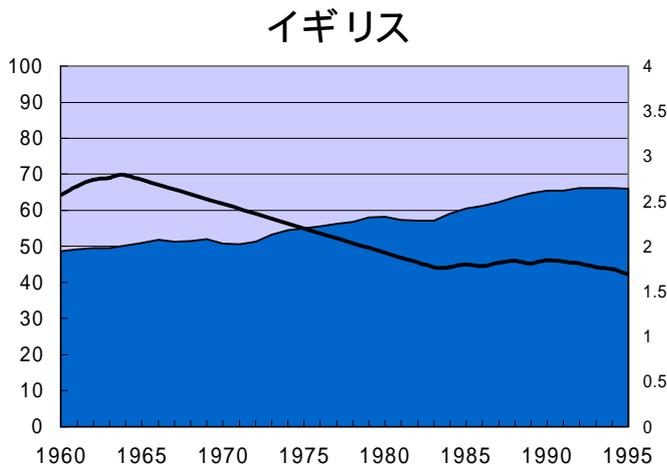
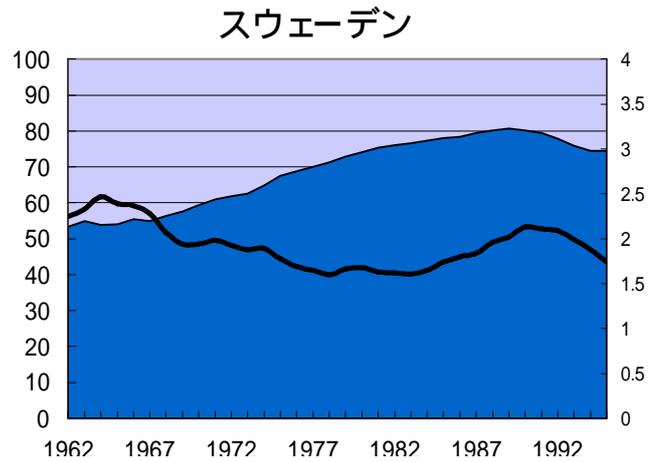
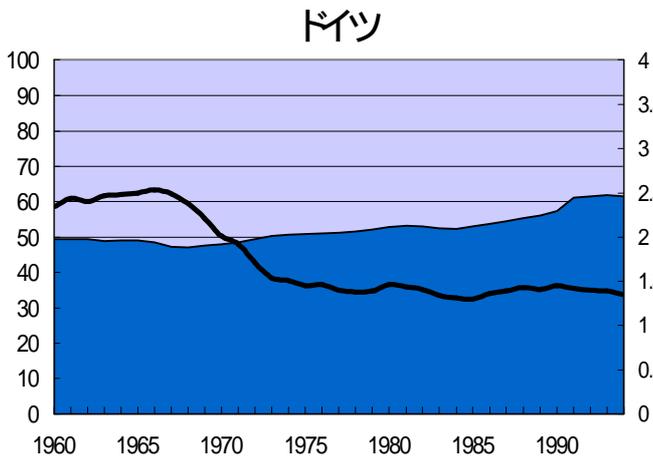
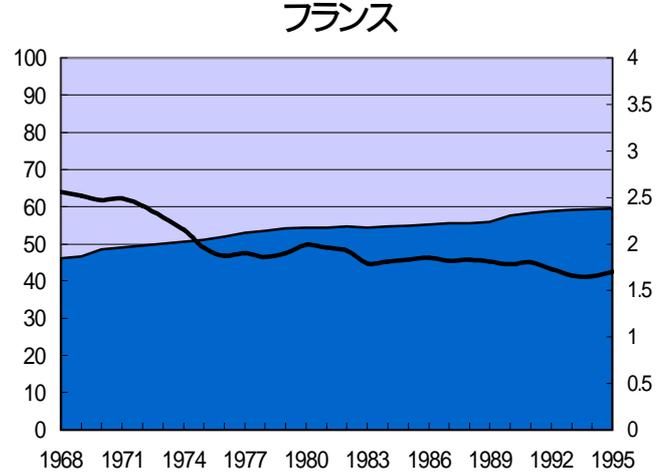
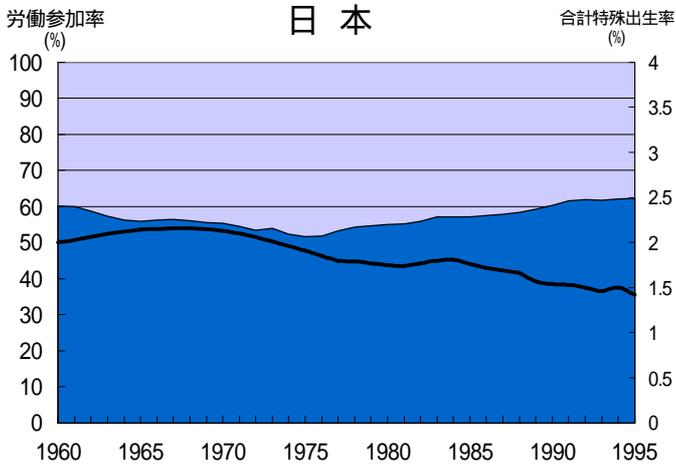
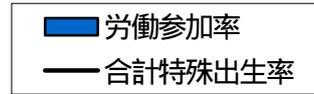
本論文は、西欧諸国の家族政策を子育て支援の立場から検討することで、我が国における少子化対策を考える上の基礎的な資料とするものである。分析の対象となる国は、フランス、ドイツ、スウェーデン、イギリス、アメリカの5カ国である。女性の就労率と出生率の関係をマクロの立場からみると多様なパターンを見出すことができ、女性の家庭外就労参加の増加が必ずしも出生率を下げることにはならない状況が認められた。育児休業に重点をおくドイツ、子育て支援メニューを多様に揃えて育児における選択を重視するフランス、育児休業と家庭外保育の両面で育児の社会化を徹底させるスウェーデン、育児への公的な介入を極力回避するイギリス、アメリカなど、多様な家族政策の現状を認めることができた。ただ、比較的高い出生率を示すアメリカやイギリスでは、若年(10代)女性の婚外子が社会的問題となっている。つまり出生率が高いということが必ずしも恵まれた家族政策の結果というわけではない。子どもを産み育てやすい社会を作ることは、子どもを持つ者にのみ焦点を置いた施策ではなくて、様々な結婚形態や生活形態(子どもを産まないことも含めた)を受け入れるような社会状況の設定へと通ずる。事実、性別役割分業観の強い社会(例えばドイツやイタリアなど)において出生率の低さが目立つ。出生率を上げようと躍起になることはあまり得策とはいえず、様々な社会的選択を可能にする社会の実現こそが、結果として出生率の上昇へとつながっていくのではないだろうか。

### 1 はじめに

他国に類を見ない早い速度での人口高齢化と共に、出生率の低下はこれからの日本経済の活力を考える上に大きな不安要素となっている。本論文では、子育て支援の立場から各国の家族政策を検討することで、これからの我が国における少子化対策を検討するにあたっての基礎的な資料としたい。分析の対象となる国は、フランス、ドイツ、スウェーデン、イギリス、アメリカの5カ国である。近年の我が国における出生率の低下は、若年女性の高学歴化、キャリア指向化(個人化)、未婚化・晩婚化などと関連づけて議論される場合が多い。

そこでまず、女性の就業率と出生率の関係を時系列的にみてみたのが図1である。日本の合計特殊出生率は、1960年において5ヶ国の中ですでに最も低く、2.0である。その後多少もちなおしたが、1970年代から一貫して減少している。西欧諸国においても1960年代から70年代にかけては共通して出生率の低下がみられ、その低下の程度はアメリカが最も著しい。また、イギリスも1970代半ばから1980年代初めにかけて急激に出生率が落ちており、ドイツも1960年代後半から1970年代にはいつかの落ち込みが目立つ。つまり図1を見る限り、出生率の低下傾向は6カ国共通にみられ、日本の低下の勾配はもっとも緩やかであるといえる。

図1 各国の女性労働参加率と合計特殊出生率の時系列変化



出所：「人口統計資料集」国立社会保障・人口問題研究所 1997

次に女性の就労率の変化をみてみると、日本以外のどの国も 1960 年代以降一貫して緩やかな上昇を示し、その国家間の違いは出生率の場合に比べて小さい<sup>1)</sup>。1980 年代には EU 諸国に共通して、女性の子育て期にあたる 25-34 歳層の労働参加率が著しく上昇したことが認められており (Sorrentino 1990)、90 年代には多くの国で女性の年齢階級別就労パターンが男性のパターンと同様の台形を示すに至っている。事実、1980 年代後半において、3 歳以下の子どもを持つ母親の就業率はアメリカで 52.5%、フランスで 60.1%、スウェーデンで 85.8% となっており (Kamerma and Kahn 1994)、対応する日本の値は 1993 年時点で 28. % とかなり低い (総務庁統計局 1993)。女性の就労パターンがいまだに M 字型を描く我が国の女性の就労状況は特異に見える。労働参加率と出生率との関係を単純に議論できないが、ヨーロッパに

おいて保育、特に 3 歳児未満児への子育て支援がその背景にあったことは想像に難くない。

合計特殊出生率と女性の労働参加率の関係をみてみると、必ずしも一様のパターンがあるというわけではない。両者が背反する方向に変化を示した時期もあるが、その背反関係が継続しているわけではない。例えば、1980 年代半ば以降スウェーデンでは、出生率の上昇と共に女性の労働参加率の上昇がみられ、アメリカについても 1980 年代後半あたりから同様の関係が見られる。しかしイギリスやドイツなどは、出生率と女性の労働参加率の変化は一貫して逆相関がみられ、日本も 1970 年代以降同じ事が言える。出生率と女性の就労参加率というマクロな変数を大雑把にみるだけでも、国ごとの多様性が伺える。その多様性を探るべく、家族政策のバックボーンとなる社会保障費に占める家族関連支出費を国別に見てみよう。

## 2 社会保障費に占める家族関連費用

表1 各国の社会保障費と家族関連支出の対 GDP 比 (%) (1993)

	対 GDP 比		/
	社会保障費	家族関連	
日本	14.1	0.3	2.1
フランス	23.1	2.0	8.7
ドイツ	26.2	1.3	5.0
スウェーデン	39.6	6.4	16.2
イギリス	13.2	1.3	9.8

出所：平成 8 年度版『社会保障統計年報』総理府社会保障制度審議会事務局編

Annuaire Statistique de la France, edition 1997, INSEE Statistisk Arsbok '97,

Statistical Yearbook of Sweden Annual Abstract of Statistics, office for National Statistics

表 1 は各国の社会保障支出に計上された家族関連支出について見たもので、社会保障において家族政策がどのような位置にあるのかの一つの手がかりにする<sup>2)</sup>。

家族関連支出の対 GDP 比は、日本が格段に低く 0.3% であり、スウェーデンが 6.4% と最も高く、家族制度の充実で定評のあるフランスであってもその値は 2% である。

表2 各国の家族関連支出費の内訳

		支出額	%
<b>日本</b> 1994 単位：百万円	児童福祉	759,641	52.0
	心身障害児	240,209	16.4
	児童扶養	261,391	17.9
	児童手当	177,167	12.1
	母子衛生	23,190	1.6
	合計	1,461,598	100.0
<b>フランス</b> 1994 単位：100万フラン	家族手当	68,374	48.2
	家族補足手当	9,732	6.9
	単親手当	4,487	3.2
	幼児手当	20,690	14.6
	養育手当	5,755	4.1
	保育手当	522	0.4
	家族扶助	4,180	2.9
	家族扶養手当	4,209	3.0
	特別養育手当	1,625	1.1
	新学期手当	8,171	5.8
	住宅手当	14,036	9.9
	合計	141,781	100.0
<b>ドイツ</b> 1993 単位：100万マルク	児童手当	21,689	33.1
	公務員等児童手当	12,520	19.1
	育児手当	6,835	10.4
	青少年扶助	24,470	37.4
	合計	65,514	100.0
<b>スウェーデン</b> 1993 単位：100万クローネ	両親手当	19,093	20.5
	児童手当	16,981	18.2
	先払養育手当	3,329	3.6
	児童福祉	30,854	33.1
	有子家庭の住宅手当	7,189	7.7
	養育手当	15,642	16.8
	合計	93,088	100.0
<b>イギリス</b> 1994 単位：100万ポンド	出産手当	469	5.5
	児童給付	6,222	73.3
	単親給付	299	3.5
	世帯給付	1,503	17.7
	合計	8,493	100.0

出所：日本 総理府社会保障制度審議会事務局編、「社会保障統計年報 平成8年度版」。

フランス INSEE, Annuaire Statistique de la France, edition 1997.

ドイツ Statistisches Bundesamt, Statistisches Jahrbuch, 1997.

スウェーデン Statistiska Centralbyran, Statistisk Årsbok, 1996.

イギリス Office for National Statistics, Annual Abstract of Statistics. 1997 edition.

ここでの家族関連費用の内訳をみると(表2) 3)、その内容は国別に異なっている。まずフランスについては、さすがに家族手当の豊富なメニューが目につく。児童手当に相当する第2子から支給される家族手当から6歳から16歳までを対象と

した新学期手当や、3歳未満の子どもを自宅で保育する場合に保育者を雇用する際の手当として支払われる保育手当など、全部で10項目もの家族手当が支給されている。第2子から16歳未満までの児童に支給する家族手当が48パーセントと過

半数近くを占める。次いで大きな割合を占めるのが幼児手当(15%)で、これは妊娠4ヶ月から満3歳の誕生日の前日まで支給され、産後4ヶ月以降は所得制限がある。ドイツは、児童手当の占める割合が過半数以上の52.2%を占める。同手当は子どもの数によって加算され、16歳未満の子どもを持つ家庭の第1子には月70マルクを支給し、第4子以降には240マルクに上昇する(石本 1997)。支給額は、第2子以降所得に応じて減額される。家族関連支出が社会保障費の16%を占めるスウェーデンについては、児童福祉支出の割合が全体の3分の1と高い。家族施策として児童手当といった所得保障に加えて、家庭外保育施設の充実といった社会的に保育をサポートする環境整備に力をいれていることがわかる。イギリスでは、所得の制限なく16歳未満(16歳以降も学業を継続する場合には19歳未満まで)の全ての児童を対象に母親に支給される児童給付の割合が73パーセントを占める。18パーセントを示す世帯給付とは、週16時間以上勤務しているか自営の者で所得補助が受けられない常勤の子どもを持つ低所得世帯を対象としたものである。貧困層に焦点をあてた家族政策を持つイギリスにあっても、児童給付は普遍的な社会保障として位置づけられている。

以上、家族関連支出をみるだけでも、それぞれの国がどのような子育て支援サービスに重点を置いて家族政策が展開されているのかを概観することができる。次に、欧米の家族政策について、育児休暇制度を中心に簡単に述べてみたい。

### 3 欧米の家族政策

#### フランス

人口政策に慎重な態度をとるヨーロッパにおいて、フランスは出生促進的な家族政策をとる特異な存在とも言える。表2でみたように、家族給付の充実度と多様性においては定評が高く、その歴史も1932年からと古い。しかし、「産めよ、増やせよ」の短絡的な出生促進というよりも、今日のフランスにおける家族政策はその主旨が異なり、子どもを産むこと・産まないこと、子どもを家で育てること・保育所に預けること、といった様々

な選択ができるだけ平等であるよう所得再配分効果を念頭に置いたものといえる。0歳児からの幼児保育も充実しており、3歳以下の両親が共働きの子どもの約6割は家庭外保育を受けており、その大多数がクレシェ(creche)と呼ばれる託児所や有資格保母の下で保育を受けている。また、労働時間が長時間に渡り、出張もある専門職や管理職は、家庭に保育者を雇い入れる場合が少なくない。保育手当(allocation de garde d'enfant a domicile)は家族が雇い主となって保育者を雇い入れる際の手当であって、雇用対策の観点からも注目されている(小島 1998)。同手当は1987年から実施され、1997年1月の時点で、最高月額4,279フランが支給される。給付の対象となる子どもの年齢は、3歳から6歳児に延長された。育児手当受給者は1996年で6万7千世帯であり、制定当時の1987年時点の30倍以上にもなっている(Math et Renaudat 1997)。また、保育資格を持つ者の雇い入れを促すために、有資格保母雇い入れ援助手当(allocation d'aide pour l'emploi d'une assistante maternelle agreee)も用意されている。

育児休暇制度は1977年に制定され、1995年現在においてその期間は最長3年間(原則1年間で2回までの更新可)までとされている。また、最長1年のパートタイム就労形態を選択することもできる。育児休暇期間中の所得補償としての養育手当は、当初3人以上の子を持つ人々のための多子政策としての色が濃かったが、94年より2人目からの受給が受けられるようになった。給付に関しては、定額給付を原則にしている。しかし、このように多様な家族給付のメニューを持つフランスでさえ、1993年以降出生率が低下している。

#### ドイツ

ドイツは20世紀初めに東の社会主義圏と西の資本主義圏に別れ、1990年に壁が崩壊して再び統一ドイツとなった。異なった政治体制の下、家族や出生率に対しても異なった対応がなされており、家族政策のあり方を考えるにあたって参考になる点が多い。ドイツは19世紀の後半からすでに急激な出生率の低下が始まり、それ以降も1950年代後半から60年代はじめにかけてのベビーブーム期

を除いて、置換水準以下の比較的低いレベルでの出生率の変化がみられる。東西共に1960年代後半から急激に出生率が低下しているが、その主たる原因としてドイツの人口学者ヒョーン(1997)は、合理的世界観の徹底とビスマルクによる社会保障制度の確立を挙げている。前者は子どもを産むことが必ずしも個人の業績達成や可能性の追求にプラスにはならないことを指し、後者は老後の生活保障を子どもに頼る必要が無くなったことを意味する。つまり、子どもを産む合理的な意味づけが薄れたことが、出生力の低下をもたらしたとしている。

この出生率の急激な低下に対して、旧東ドイツは1976年に積極的な人口増加政策をとり、結婚資金貸付制度や、出産補助金、児童手当などを制定した。さらに、幼児を対象とした保育施設も充実し、子育てと母親の就労の亀裂ができるだけ最小限になるよう国を上げての支援がなされた(ヒョーン 1997; 中川 1997)。一方、旧西ドイツは、ナチ政権下の過激な人口政策の経験上、取りたてて特別の対策を講じていない。

1990年以降の統一ドイツにおいては、旧西側の体制を基礎的に踏襲しながら社会経済的転換がなされたので、子育てと母親就労が社会的に保障されていた旧東ドイツにとっては、後退した部分も多い。事実、統一後の出生率の減少は旧東側において著しく、その主たる原因に20代前半の若年女性の出生力の低下があげられる。子どもを産まなくなった原因として、経済的な不安や育児コストの問題ををあげる者が大半で(中川 1997)、今日ドイツ社会の高い若年層の失業とも関連して、経済状況の低迷が出生率の低下に大きく影響しているとみられる。

以上のような時代的背景の中、ドイツは社会保障家族関連支出費に占める児童手当の割合が高く(表2参照)、子育て支援対策としては育児休暇制度に力点を置いている。1990年代以降、育児休暇期間は3年に延長され、育児休暇中の所得補償である育児手当の家族関連費用に占める割合は37%(表2)と高い。1992年以来、育児手当は24ヶ月間まで支給が認められるようになり、その支給額は夫婦の収入額によって細かく計算される

(野川 1998)。しかし、1993年に所得制限(夫婦同居の場合、どちらか一方の収入が10万マルク)が設けられ、その制限を越えない者については、生後6ヶ月まで一律に600マルクが支給される。

ドイツは性別役割分業観が強く、いまだに3歳児神話への根強い信奉が見られる(魚住 1996)。午前で学校が終わりお昼を家でとる生活様式が、子育てと女性就労の両立を困難にしている。子どもは、あくまで家庭で養育されることが最も望ましいと考えられており、3歳未満の乳幼児を対象とした保育所は該当年齢児の3パーセントしか供給がなく、深刻な問題を抱える家族のみを対象としたごく限られたものでしかない。

#### スウェーデン

スウェーデンは家族・女性の問題を社会政策の主軸の一つとして据える福祉国家として注目されることが多い。育児休暇は全日休暇であれば360日にわたり、労働時間短縮型であれば8歳未満または小学校1年修了)まで取得でき、充実した公的保育施設、18歳まで支給される児童手当、など手厚い子育て支援策が実施されている。高い所得補償と連携された育児休暇と家庭外保育施設の組み合わせによって、幼い子どもを持つ母親の就業が支持・援助されている。社会民主主義的枠組みに沿った男女平等理念は、仕事の場だけでなく、家庭の場においても貫かれている。事実スウェーデンは、育児休暇を母親のみならず父親も取得者と規定した最初の国であって、子育てを母親(女性)役割と規定せず父親参加を眼中にいれた政策が立案された。しかしながら、その理念と現実の間にギャップが無かったわけではない。1976年に育児休暇制度が制定されたが、父親による取得は3%にしかすぎず、1990年においてもその割合は1割に満たなかった。その背景には、公的私的セクター間や職種間で男女格差が大きく、賃金においても女性はまだ男性に比べて不利な労働市場の状況がある。そこで父親の育児参加を促すべく、1994年に「パパ月」、「ママ月」の割り当て制度が導入され、父親・母親それぞれに30日の休暇を割り当てられることとなった。その間の所得補償水準も高めに設定されて4)、もし取得しなければそ

の分切り捨てられ、父親の子育て参加を半強制的に義務づけている。つまり、社会的理念として男女平等を掲げてもスウェーデンとて、その実際の行使にはなかなか自然にまかせられない状況があった点が重要である。「親休暇」としていくら父親を射程に入れた制度設定がなされていても、妻に比べて賃金の高い夫の休暇取得は家計へのダメージが大きく、母親が育児休暇をとることが現実的な家族戦略となる。そこでこのパパ月の設定は、子育てを含む家庭の場の男女平等を目指すための、政治的な圧力行使ともいえる。

しかしこのスウェーデンでも、家族対策を講じるにあたっての紆余曲折がある。子育て支援対策の方向性として「保育施設の強化」と「親による子育ての自由な選択の保障」という大きな流れがあるが、どちらの方向をとるかは時代の政権とも関連している(c.f. 古橋 1998)。例えば、1991年の保守党政権誕生にあたって、選挙の公約であった養育手当が1994年に設立された。これは、社会民主政権が力をいれた「保育施設の強化」の政策姿勢に対する「親に対する子育ての自由な選択の保障」に対応するもので、家庭での1歳から3歳までの子どもの保育に対して手当を支給するものである。手当額は保育所で子どもが過ごす時間によって減額されるが、家庭での保育が前提とされており、暗黙の内の家庭内性別役割分業が期待されているものとして、フェミニストを中心に多くの反発が出た。もっとも理念上の問題のみならず、養育手当導入に伴う両親手当の一部廃止によって、休暇中の所得補償が結局減額になり、単親家族が不利な立場に設計されていたこともあって、結局実施後1年でとり止められることになった(古橋 1998)。

1970年代に入って女性の就労率が急激に上昇し、働く母親から強い要望にも対応して、スウェーデンの保育制度はその後の20年間で急成長を遂げる。当初、保育制度は中央政府のコントロールが極めて強く、全国一律の保育水準の維持が目指されていたが、最近においては地方自治体の自立性を重んずる方向に転じて分権化が進んでいる。このため、保育料も地域の間で異なっており、親からの多様なニーズに答えるべく私立の保育園も

増えている。事実、国家からの補助金削減とも相まって、1994年には平均して保育料の14%を親が負担している。

## イギリス

イギリスの家族支援は極めて限られた層(貧困層)への援助を目指しており、政府が家族に介入することを極力避けている。子どもを持つこと、持たないことといったことは、政府が関わるべきことではないというのが、イギリスの立場である。イギリス女性就労者に占める高いパート割合は、限られた子育てへの支援状況の反映ともいえる。子育てによる就業中断を余儀なくする社会的環境がある。1994年において4歳以下の子どもを持つ母親のうちフルタイムで就業しているものは16%、パート就労が29%、であって、就労する6割以上の母親がパートである(Central Statistical Office 1997)。1994年のBritish Social Attitude Surveyによると、母親が就業している場合5歳未満の幼児の70パーセントほどの者が夫や親といった親族によって保育されている。次に多い保育形態は専門保育ママであって母親が就業中の子どもの4分の1が保育ママに預けられている。保育所にいるものは14パーセントにしかならない。英国において現在8歳以下の子どもが約510万人住んでいるが、保育施設は全国で83万カ所しか存在しない状況であり、母親の就業が保育支援の不備のためにままならない状況がクローズアップされている。事実、不就業にある母親の5人に4人が、ニーズにあった保育施設があれば働きたいと答えている。昨年5月に出版されたグリーンペーパーにおいても、全国的保育対策(National Childcare Strategy)として、母親就労に伴う子育て支援の不十分さが取り上げられている。

イギリスは公的な育児休暇制度を持たないが、それを補完する形で比較的長期の「出産休暇制度」があげられる。従来からの29週間の出産休暇制度(雇用保護法)と共に1994年に制定された14週間の法定出産休暇が併存している。前者は妊娠前までに少なくとも2年間継続して雇用されたことや、週平均所得額が国民保険の保険料以上であることなど、休暇取得のための雇用契約上の規制が厳しい。一方後者においては、労働時間や勤続年

数などの規制がなく、休暇中も雇用契約が継続する(山田 1998)。

このようにイギリスでは、普遍的家族政策としての色彩に欠ける一方で、出生率が近年減少傾向にあるものの1.7レベルを維持しており、その要因のひとつとして婚外子の比率の高さが注目されている(Kiernan 1997)。事実、1961年において婚外子は、全出生児の5.7%にすぎなかったものが、1991年には29.8%に、1995年にいたっては3分の1強の33.6%にも及んでいる。このような婚外子出生の増加は、母親の低年齢化と貧困化、夫婦を単位とした核家族モデルの揺らぎなど、公的な子育て支援の必要性を新たに高めることにもなっている。

#### アメリカ

アメリカについては、貧困層に限ってAid to Families Depend with Children(AFDC)5というものがあるが、基本的に公の家族給付制度をもたず、出産休暇についても法的な規制をつい最近まで持っていなかった。1993年になりようやく「家族および医療休暇法(Family and Medical Leave Act)」が制定され、12週間の無給の出産休暇が制定された。しかし、同法を義務とするのは中規模・大規模以上の企業に限られ、大規模ほど恵まれた福利厚生プログラムが用意されている。もっとも、ニューヨークやニュージャージー、カリフォルニアといった幾つかの州においては有給の出産休暇が認められ、その財源は一般に医療保険から調達される。いずれにせよ、企業規模や州による格差が存在していることは見逃せない。

普遍的な家族政策を持たないアメリカにおいて、出生率そのものは2.0以上の高い水準にあることは、少々皮肉にみえる。しかし、この高い出生率の中身は、10代半ばの未成年の出産や未婚の母の存在にあり、人種問題とも深く関わって社会問題となっている。事実、10代に出産した者の23%は黒人であり、24%がメキシコ系であって、彼女らは十分な教育もないままに慢性的な失業状況に陥り、貧困層となっていく。また、未婚の母の出現率は黒人に特に高く、1995年において黒人の母親の7割もが未婚であり(Bureau of Census 1998)、彼女らもまた貧困層の代表的構成員となる。

アメリカは自助努力の名の下、市場原理が貫徹する社会であって、社会的弱者(子ども、女性、高齢者、少数民族、障害者など)にとって必ずしも住み良い場所ではない。子育てにしても、高い教育を受け高額収入を得る者らは、高額の子育てシッター(白人で経験もある者)を雇うことができ、広い家の一室を与えて住み込みとして雇うことも可能である。24時間体制の保育援助者を所有することで、子どもがいながらにして残業や出張をこなし、キャリアを延ばすことが可能となる。一方、マイノリティーや10代の未婚の母や貧しい者らは、働きたくとも子どもを見てくれる者がなく働けず貧困層となるか、両親などの親族に依存することになる。事実、アフリカ系、スペイン系の母親は白人に比べて子育てを親族に依存する割合が高い(木村 1997)。

1970年代以降アメリカ女性は、男性の分野に進出を果たし、高い社会的地位にある女性も多くなった。幼い子供を持つ母親の就業参加の増加は、大きな社会的変化の一つであるが、その背後で子供が受けるチャイルドケアの質にはかなりの格差がある。全ての子どもが資格を得た保育者の元で面倒をみてもらったわけではないのである。公的な子育て支援政策が無いままに突き進んできたアメリカ社会であるが、子供の福祉を考える上でも家族政策を今一度見直す時期にきているようだ。

#### 4 考察

以上、欧米の家族政策を社会保障の家族関連費支出並びに育児休業制度と関連させて検討してきた。育児休業に重点を置くドイツ、子育て支援メニューを多様に揃えて育児における選択を重視するフランス、育児休業と家庭外保育の両面で育児の社会化を徹底させるスウェーデン、育児への公的な介入を極力回避するイギリス、アメリカなど、多様な家族政策の現状がみられる。子育てへの基本姿勢は社会化と家庭重視とに大きく分けられ、前者の代表がスウェーデンで保育施設の充実に重点がおかれ、後者はドイツにみられるように、育児休業制度の充実に重点を置いている。つまり、子育てを社会の中でどう位置づけるのかは核心的な問題

であり、政策を実際に立案・実施する際の要ともなる。子育ての選択性を重視するならば、多様なニーズをすくい上げなければならず、そのためのコストもかかる。育児休業に重点を置くと、「母親による子育て」が暗黙の内に期待され、性別役割分業体制が温存されることに通じる。

男性も女性もその生き方・働き方に応じてできるだけ様々なメニューを用意することが望ましい。働き方も「働くか」か「止めるか」の選択、あるいは子育てにしても「母親」か「父親」か、あるいは「家庭内」か「家庭外」という二者択一的なものではなく、もう少し柔軟性を持たせた状況を設定し、保障することが望ましいように思われる。その際に性別役割分業体制をいかに変革していくかは重要で、男女共同参画社会の実現に向かって、父親の子育て参加が可能な「働き方」への軌道修正が重要な政策課題の一つとして位置づけられるであろう。

出生率というのは一つの指標にしかすぎず、社会の一現象である。事実、高い出生率を呈しているアメリカやイギリスにおける、未成年者の妊娠や婚外子（選択したものとより、予期せぬ妊娠によって母子家庭となった場合）の増加などは、深刻な社会問題である。つまり、出生率が高いということが必ずしも望ましい状況であるとはいえない。低出生率にのみを着目し、その値の上下に一喜一憂することは避けたい。

どうして若年女性が子どもを産まなくなったのか。その背景にある社会経済的問題に着目することを通して、少子化対策の有効な糸口を見出すことができるのではないだろうか。現代日本において、子どもを産み控える主たる原因に高い子育てコストが上げられる。教育費をも含めた高いコストは、「子どもを産む」メリットを小さくし結果として「子どもを産まない」状況を生み出す。子育てにかさむ膨大な費用や、母親の手にのみに委ねられた子育て役割、過労死をも辞さない働き方を求められるキャリア形成など、若年女性が子どもを産まなくなった、あるいは「産めなくなった」背景には様々な問題がある。その問題に対する真剣な取り組みが、子どもを「産む」と「産まない」ことの間アンバランスを是正し、「子

どもを産み育てる」ことへの選択の持つ意味を積極的なものとしていくのではないだろうか。

#### 参考文献

- (1) Central Statistical Office. 1997. Social Focus on Women London: HMSO.
- (2) 古橋エツ子 1997 「スウェーデンの児休暇法制度」 婦人少年協会 『諸外国における育児休業制度』 13-42 頁
- (3) Hantrais, Linda. 1993. "Women, Work, and Welfare in France" pp. 116-137 in Women and Social Policies in Europe, edited by Jane Lewis. Edward Elgar
- (4) シャルロツテ・ヒヨーン 1997 「ドイツにおける出生率および家族政策 一つから二つ、二つから一つのドイツの体験」 『人口問題研究』 第 53 巻第 2 号 1~17 頁
- (5) 石本忠義 1997 「ドイツの社会保障」 健康保険組合 1997 『社会保障年鑑』 東洋経済新報社
- (6) Kamerman, Sheila B. and Alfred J. Kahn. 1994. "Family policy and the under-3s : Money, Service, and Time in a Policy Package" International Social Security Review (47) : 31 - 44.
- (7) Kiernan, Kathleen E. 1997. 第 2 回構成政策セミナー「少子化時代 を考える」
- (8) 木村愛子 1997 「アメリカの育児休業制度」 婦人少年協会 『諸外国における育児休業制度』 109-132 頁
- (9) 小島宏 1998 「フランスにおける家族政策の雇用施策化とその影響」 『家族社会学研究』 (10) : 7-18 頁
- (10) Kuijsten, Anton and Klaus Peter Strohmeier. 1977. "Ten Countries in Europe: An Overview" Pp. 394-423 in Family Life and Family Policies in Europe, edited by Kaufmann et al. Oxford: Clarendon Press Oxford.

- (11) Math, Antoine et Evelyne Renaudat. 1997.  
"Developper l'accueil des enfants ou creer de l'emploi?" Recherches et Prevision (49): 5 - 17.
- (12) 中川聡史 1997 「旧東ドイツの人口問題に関する研究動向 女性の就業および人口移動について」 『人口問題研究』 第53巻第2号 31~42頁
- (13) 野川忍 1998 「ドイツ育児休暇法制」 『諸外国における育児休業制度』 婦人少年協会 43~57頁  
総務庁統計局 1993 『平成4年 就業構造基本調査報告』
- (14) Sorrentino, C. 1990.  
"The Changing Family in International Perspective." Monthly Labor Review 113 (March): 41-58.
- (15) 魚住明代 1996  
「ドイツにおける出生率と家族政策」 pp.221-256  
阿藤誠編  
『先進諸国の人口問題』 東京大学出版会
- (16) 山田省三 1998  
「イギリスにおける育児休業制度」 『諸外国における育児休業制度』 婦人少年協会 87~108頁
- (17) 山田嘉子 1999  
「アメリカにおける出生率：福祉改革とその影響」 『少子化に関する国際比較研究』 国際長寿センター

合は5割を占めるが、保育所設立等に関わる費用は「教育」項目に掲載され、その割合は28%である。

4) パパ月、ママ月の導入当時は、割り当て月の300日間については80%となっていた。1998年以降、割り当て月以外の300日についても、80%の保障率となるようだ。

5) 1996年8月にクリントン大統領によって署名された新しい法律(The Personal Responsibility and Work Opportunity Reconciliation Act of 1996)により、AFDCが廃止されTemporary Assistance for Needy Family (TANF)の設立がうたわれた(山田 1999)。

注1) 日本は1950年代後半からの高度経済成長に伴って、農業人口が急激に減少し実質的な担い手であった女性の家族従業者の減少が著しく、被雇用者としての女性の労働参加率の上昇を上回った。そのため日本の女性全体の労働参加率は1975年まで減少傾向を示している。

2) 各国のデータの年度をできるだけ統一するために、日本のデータも他国に合わせた。

3) ただし、表4の内訳がすべて表5に明記されているわけではない。例えばイギリスにおいては、政府の経常支出のうち社会保障給付の割